

令和８年度海浜エリアにおける周遊促進事業企画運営業務仕様書

１．業務名

令和８年度海浜エリアにおける周遊促進事業企画運営業務

２．委託期間

契約締結日から令和９年３月２３日（火）まで

３．事業目的

本市では、令和５年度に、概ね仙台東部道路から東側、宮城野区の仙台塩釜港から若林区藤塚地区及び名取市閑上地区を含む地域を「海浜エリア」と位置付け、このエリアで活動する様々な主体の活動をつなぎ、発展させることによって、この地域の魅力を相乗的に高め、広く発信していくことを目的とした「海浜エリア活性化ビジョン」を策定し、海浜エリアのさらなる賑わい創出のための取り組みを進めている。

海浜エリアでは、様々な土地利活用事業が進行し、新たな観光・交流施設の立地が進んでいるが、当該エリア内の回遊性向上や閑散期とされる秋期から冬期における誘客といった点においては、さらなる取り組みが求められている。

本事業では、海浜エリアへの誘客と来訪者の回遊を促進し、さらなる賑わいを創出するとともに、本事業を通じて、海浜エリア来訪者の属性や動態等を把握することにより、次年度以降の取り組み等に活用することを目的とするものである。

４．業務概要

海浜エリアにおいて、自然、歴史、商業施設等の周遊を促すスマートフォンを使用したスタンプラリーを企画・運営する。また、このために必要となる業務を行う。

（１）実施期間（予定）

令和９年１月４日（月）から令和９年２月２８日（日）

（２）目標

エントリーユーザー数 ２,０００人

スタンプ取得スポット２か所以上のユーザー数 ７００人（エントリーユーザー数の３５％）

アンケート回収数 ４００件

（３）メインターゲット

・仙台市内及び宮城県内在住の若年層及び小学生または中学生のいるファミリー層

(4) 参加料

無料

(5) 実施エリア

別紙1のとおり

(6) スポット箇所数

15カ所～30カ所程度

(7) 業務スケジュール（予定）

令和8年12月14日（月） イベント広報開始

令和9年1月7日（木） イベント開始

令和9年2月28日（日） イベント終了・賞品の申込期限

令和9年3月12日（金） 賞品の抽選、発送完了期限

令和9年3月15日（月） スタンプラリー事業報告書提出期限

5. 委託業務の内容

(1) スタンプラリーの実施

- ・スタンプラリーの実施にあたっては仙台市が管理する「仙台M a a S」（ボールド
ライト株式会社が提供する地図情報提供サービス「プラチナマップ」を使用。

<https://sendai-maas.jp/>) を利用すること。「仙台M a a S」の利用にあたっては、無料で使用可能な機能に加え、以下の有料オプションを使用することとし、これに係る費用は180,000円（税別）として本件契約に含め、受注者が負担するものとする。

①スタンプラリーオプション（2か月）

②アンケート項目（15問）

※アンケート項目が15問を超過した場合にかかる経費の取り扱いについては、
受注者・発注者にて協議の上で決定する。

- ・ラリースポットは、海浜エリアの商業施設や集客施設等とし、商業施設においては、会計時に二次元コードを示すことでスタンプを取得する方式とする。会計を伴わないスポットにおいては、スポットごとの特色を踏まえ、当該スポットでの遊び、体験、買い物又は学びにつながる内容を設定し、条件を満たすことでスタンプを取得する方式とする。以上を踏まえ、スタンプラリーシステムの構築などを行うこと。
- ・スタンプの取得方法にクイズを使用する場合は、GPSを使い、スポットに近づくとクイズが表示される方法とする。

- ・獲得したスタンプの個数に応じて応募できる、応募コースを複数設定すること。
- ・応募コースの難易度は、最も難易度が低いもので3～4カ所程度、最も難易度が高いもので15～20カ所程度を想定している。
- ・応募コースは、発注者と協議のうえ最終的な決定を行うこと。
- ・景品応募後に、取得したスタンプがリセットされ、実施期間中に参加者が何度でも参加できるようにすること。
- ・実施期間中はスタンプラリーシステムの維持管理を行い、動作トラブル等が発生しないよう努め、継続して利用できるようにすること。

(2) 参加意欲の喚起に向けた取り組みの実施

- ・イベントへの参加意欲を喚起するとともに、海浜エリアの地域特性を踏まえたテーマを設定すること。参加者が現地ならではの魅力を体感できるよう、現地での楽しみ方についても工夫を凝らした企画内容とすることが望ましい。
- ・ターゲット層への訴求を図ることを目的として、キャラクターや著名人等とのタイアップを実施することも可能とする。なお、提案にあたっては、実施可能な範囲でタイアップに向けた調整を進めた上でこれを行うこと。
- ・タイアップを行う場合の相手方は、発注者と協議のうえ最終的な決定を行うこと。
- ・上記の実施に際して費用が発生する場合は、本契約金額に含むものとする。

(3) 広報の実施

- ・本事業の実施に関する広報を展開すること。なお、広報期間は概ね令和8年12月14日（月）から令和9年2月28日（日）までとする。
- ・目指すべき効果目標の達成のため、メインターゲット層に訴求する媒体（マスメディアやインターネット広告等を想定している）を用いた広報手段を企画・実施すること。
- ・なお、発注者が運営するウェブサイト「せんだい海浜エリアナビ ぐるっと、海手」内に発注者がイベントページを製作し、スタンプラリーへ誘導することを想定している。これを踏まえ、イベントページの製作に係るキービジュアル等の広報素材を作成・提供すること。

○「せんだい海浜エリアナビ ぐるっと、海手」（仙台市）

(<https://gurutto-uminote.com/>)

- ・当該イベントの実施・広報に使用する印刷物を制作すること。
- ・想定する印刷物は以下のとおり

① ポスター

- ・サイズ：B2
- ・色 数：4C×0C
- ・用 紙：コート紙 四六判 135kg

- ・部 数：100部
- ・納品先：80カ所
- ※D T P データの制作含む

② チラシ

- ・サイズ：A 4
- ・色 数：4 C × 4 C
- ・用 紙：コート紙 四六判 90kg
- ・部 数：10,000部
- ・納品先：80カ所
- ※D T P データの制作含む

(4) 景品の手配及び抽選、発送

- ・参加者のインセンティブとなるよう、スタンプラリー参加者数の目標数値を考慮の上、複数の景品を発注者と協議の上、準備すること。景品は、海浜エリアの特産品やラリースポットと設定した商業施設の利用券等のほか、海浜エリアの魅力発信や消費活動につながるものを中心に検討し、発注者と協議の上、決定すること。
- ・スタンプラリー参加者の景品応募状況の取りまとめ及び抽選を行い、結果を速やかに発注者へ報告すること。
- ・景品の購入及び発送に掛かる経費は受注者の責任を持って、委託料の範囲で行うこと。なお、景品の費用は20万円(税込)とする。
- ・賞品内容及び当選人数については発注者との協議により決定すること。また、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）及び関係法令等に抵触しないよう配慮すること。

① 当選者の確定方法

原則抽選によるものとする。

② 賞品贈呈企画に係る費用

賞品購入費、梱包費、抽選に係る経費、発送費等は本契約金額に含むものとする。

③ 賞品の発送期限

令和9年3月12日（金）までに完了すること。

(5) 管理運営

- ・委託期間中において、企画・制作の進行管理及び各種手配等、発注者との窓口となる進行管理者を選定し、発注者との迅速な連絡調整体制を整えること。

(6) 実施結果の分析・報告書の作成

- ・参加者の行動履歴データを取得すること。
- ・スタンプラリー参加時・景品応募時に、イベント参加者へのアンケートを実施し、参加者の集計・分析をすること。
- ・設問については、本事業の目的の達成度等を測ることが可能な設問となるよう、発注者と事前に協議の上決定すること。
- ・上記の業務結果を取りまとめ分析した上で、事業報告書（A4版）を作成し、紙及び電子ファイル（PDF形式）、参加者の行動履歴・アンケート結果のローデータ（CSV形式）を指定する納入期限までに提出すること。

記載内容：スタンプラリーシステムの構築、デザイン、広報内容、回答データ、分析結果等

納入期限：令和9年3月15日（月）

6. 契約に関する条件等

（1）著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引き渡し時に無償で譲渡するものとする。また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作人格権の主張は行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、製作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、仙台市においていかなる費用も発生しないようにすること。

（2）行政情報及び個人情報の取り扱い

別記「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」、「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。

（3）打ち合わせ及び連絡調整

事業の進捗確認等を行うため、本業務の履行期間内に最低でも2週間ごとに発注者と打ち合わせを行うこと。

7. その他

（1）仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

（２）本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了後に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。